

道路などへの広告物の設置は

許可が必要です

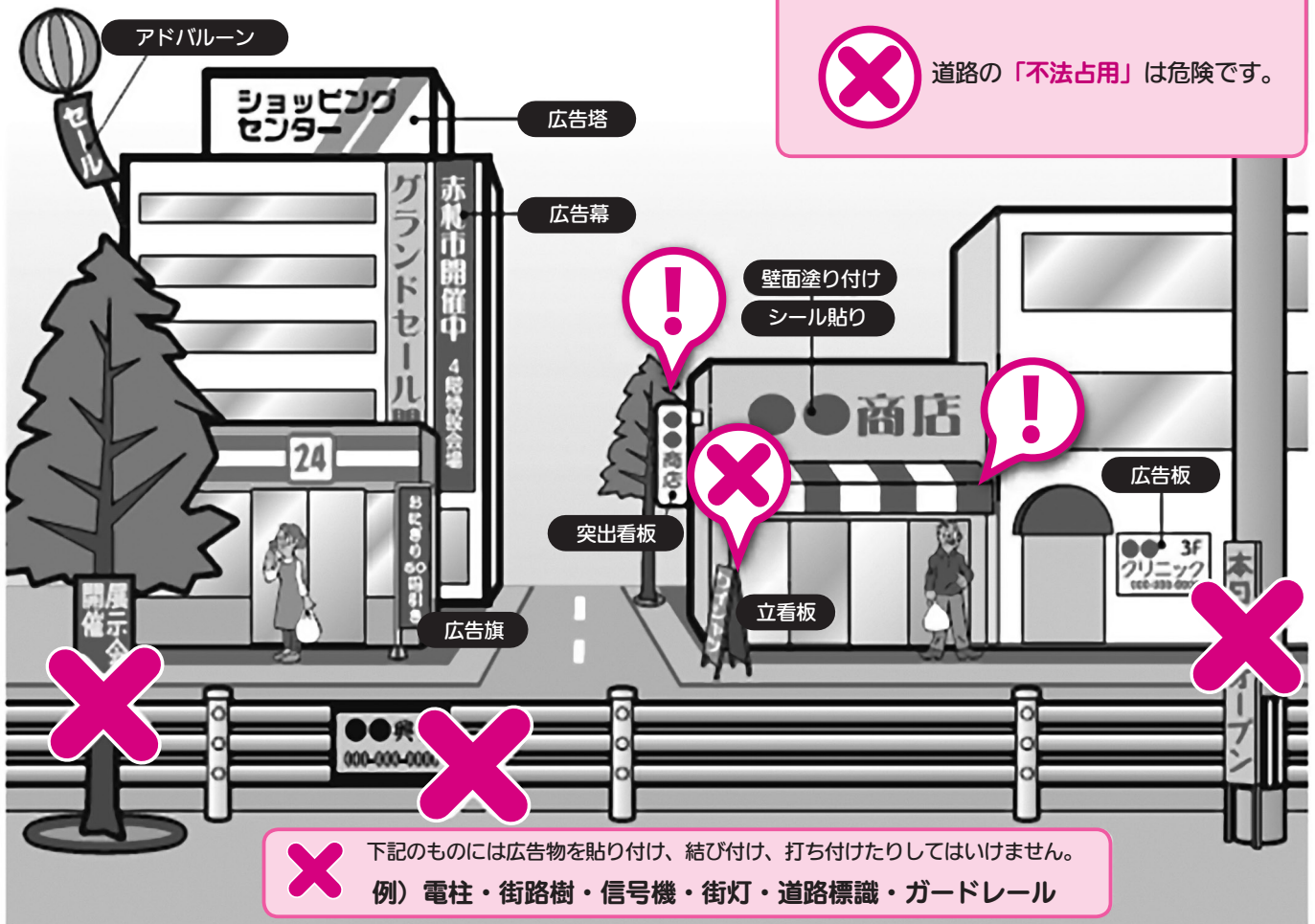
ご存じ
ですか？



道路に日よけ、突出看板などを出す時には、設置基準を満たし、「道路占用許可」が必要です。



道路の「不法占用」は危険です。



下記のものには広告物を貼り付け、結び付け、打ち付けたりしてはいけません。

例) 電柱・街路樹・信号機・街灯・道路標識・ガードレール

道路占用とは

道路の占用とは、「道路に一定の工作物、物件または施設を設け、継続して道路を使用すること」をいいます。

上空、地下を問わず、道路に設置されるものについては全て許可申請が必要です。

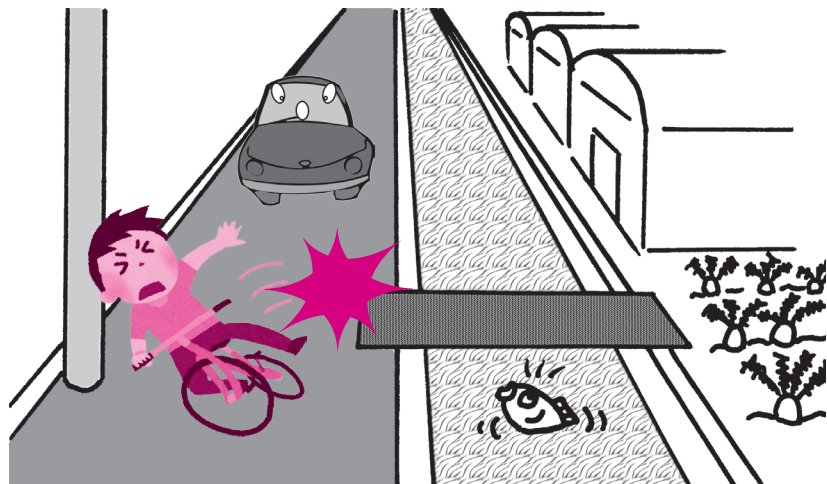
占用物の具体例

突出看板、日よけ、仮設足場、排水管などの埋設管、上空・地下の電線類・管路・通路、電柱などの柱類、カーミラーなど。

法定外公共物占用

●その他の占用

水路などの公共物にも、安全で快適に利用していただくためのルールが、本市管理物の場合は「八代市法定外公共物管理条例」で定められています。



●八代市法定外公共物占用とは

八代市が管理する道路、河川などのうち、道路法、河川法などの適用が無い、里道、河川、水路などに工作物などを設置することをいいます。

上空、地下を問わず、設置されるものについては全て許可申請が必要です。

●占用物の具体例

水路上に通路として設置する橋梁やフタ、その他道路占用の例と同じ。

道路や水路などの不法占用は危険です

歩道や車道は、人や車が通行するためのものです。

商品のみ出し陳列・立看板・広告旗などは、通行の妨げや交通事故の原因になり大変危険です。

また、水路に鉄板など設置し、水路擁壁が崩れて流水を阻害したり、通行者が鉄板でスリップする原因になります。

事故が発生した場合は、設置者の責任が問われることとなります。

安全で快適に道路を使用できるように、ご理解とご協力をお願いします。



屋外広告物も許可が必要

屋外広告物は、私たちの日常生活や経済活動などに大きな役割を果たすものですが、無秩序な掲出は、景観を害したり、視界の遮断による交通事故や倒壊など、人身に危害を及ぼすことがあります。

このため、熊本県では、条例により屋外広告物の許可制度を設け、必要な規制を行っています。

屋外広告物を掲出する場合は、掲出する地域や屋外広告物の面積などに応じて、許可を受ける必要があります。

規制の詳細は、八代地域振興局維持管理課 ☎ 33 4 1 6 6

八代市道の道路占用・法定外公共物占用・準用河川（1級、2級以外の河川）の申請・問合せ先		
区域	所管	電話番号
旧八代市内	土木管理課	33-4121
鏡町内	鏡建設事務所	52-7820
千丁町内	千丁建設事務所	46-1104
坂本町内	坂本建設事務所	45-2290
東陽町内	東陽建設事務所	65-2111 (内線 6112)
泉町内	泉建設事務所	67-2115

国・県などの管理の道路占用・河川占用の申請・問合せ先		
種別	所管	電話番号
国道 (八代市内の国道219号・443号・445号を除く)	国交省 九州地方整備局 八代維持出張所	32-4271
一級河川	国交省 九州地方整備局 八代出張所	32-4892
県道 二級河川 八代市内の国道219号・443号・445号	八代地域振興局 維持管理課	33-4166
内港・外港の臨港道路	熊本県八代港 管理事務所	37-0338
用水路	各土地改良区へお問合せください	